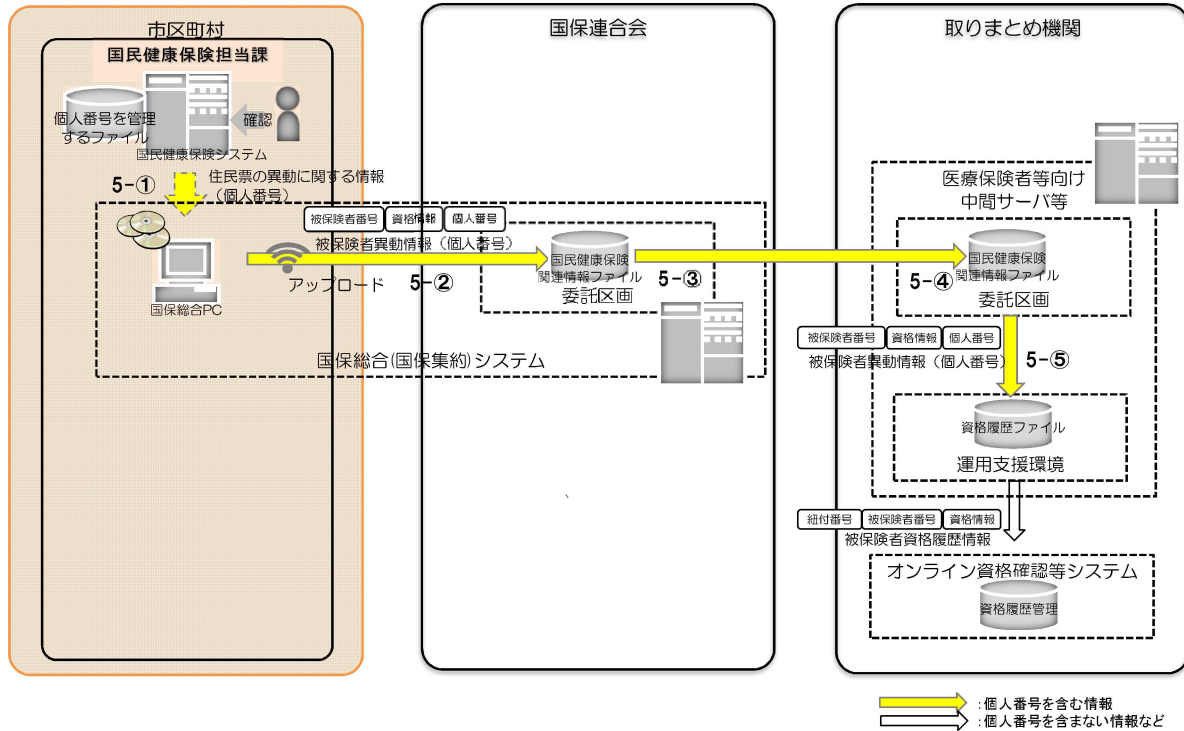


(4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-① 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-② 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。  
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当回数情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果が作成される。
- 4-⑤ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当回数引継結果を配信する。
- 4-⑥ 市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。  
また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当回数引継情報連携ファイルを確認し、高額該当回数情報が引き継がれたことを確認する。

図4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供事務

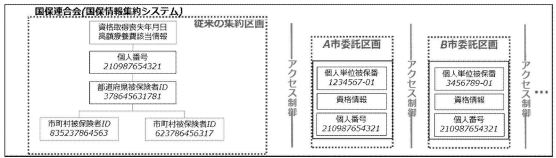


(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供
- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバ等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
  - ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ情報登録を行う。

(5) 被保険者異動情報等の送信

- 5-① 市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- 5-② 市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバ等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバ等へ送信される。  
国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- 5-④ 医療保険者等向け中間サーバ等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。  
医療保険者等向け中間サーバ等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5-⑤ 医療保険者等向け中間サーバ等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

## 資料3・図4の説明

### オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供事務 について

#### 【概要】

令和3年3月から運用開始予定の「オンライン資格確認等システム」(被保険者の正しい情報を医療機関で効率的に確認できるようにするシステム)で被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等システム※1にて加入者の資格履歴情報の管理を行うにあたり、本市において被保険者情報等を抽出し、国保連合会※2を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

#### 【被保険者異動情報等の送信の流れ】

5-① 本市国民健康保険システムから被保険者異動情報データ※3を作成し(電子媒体等に移出)、本市に設置されている国保総合PC(国保連合会の国保総合(国保集約)システムと連携)に移入する。

5-② 国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

5-③ 国保連合会の国保総合(国保集約)システム※4において、本市から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、情報を更新し、医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。

5-④ 国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、医療保険者等向け中間サーバー等システム※4の当該情報を更新する。

5-⑤ 医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

---

※1 医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格確認等を行う際に必要となるシステム。国保連合会から再委託を受けている、国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金(図では取りまとめ機関と表記)が共同して運営する。

※2 正式名称は「国民健康保険団体連合会」。市町村や国保組合が共同して事務を行うために、法に基づき都道府県単位で設立されている公法人。

※3 異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報。

※4 国保総合(国保集約)システム及び医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画については、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報に関する機関間の提供等は発生しない。